

8 文 科 高 第 27 号
医政発 0402 第 27 号
令和 8 年 4 月 2 日

各国公私立大学長
各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)
厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について（通知）

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省・厚生労働省令第 4 号）については、令和 8 年 3 月 31 日付けで、別紙のとおり公布されました。

改正の趣旨及び主な内容は、下記のとおりですので、十分に御了知の上、都道府県知事にあつては、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び保健所を始め、所轄（所管）の言語聴覚士養成所、関係者、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

- 言語聴覚士学校養成所指定規則（平成 10 年文部省・厚生省令第 2 号。以下「指定規則」という。）第 4 条においては、文部科学大臣及び都道府県知事が行う言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所の指定に係る基準について定めている。
- 当該基準の 1 つとして、同条第 1 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所については指定規則別表第 1 に、同条第 2 号、第 3 号及び第 5 号に規定する学校又は言語聴覚士養成所については指定規則別表第 2 にそれぞれ定める教育内容を行うものであることとしている。
- 言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省・厚生労働省令第 1 号。令和 6 年 4 月 1 日施行。以下「改正省令」という。）において、別表第 1 及び別表第 2 に定める教育内容を改正し、経過措置として、改正後の教育内容（以下「新カリキュラム」という。）への移行に係る手続等の実施期間（1 年間）及び養成課程の修業年限（1～3 年間）を考慮し、新カリキュラムに基づく国家試験の開始は令和 9 年度からとなったことから、新

カリキュラムの適用は、各課程の修業年限に応じて令和9年度までの間に順次実施（3年課程においては令和7年度、2年課程においては令和8年度、1年課程においては令和9年度）することとされ、既に在学している者については「施行日から起算して3年を経過する日までの間」適用しないとする規定（以下「上限規定」という。）を設けた。

- この上限規定によって、新カリキュラムの適用年度より前に既に在学していたとしても、令和9年度以降も引き続き在学する者については、令和9年度以降は新カリキュラムが適用されることとなったが、改正省令の施行後に、学校又は言語聴覚士養成所において、入学時のカリキュラム（以下「旧カリキュラム」という。）が卒業まで適用されるケースが確認されたため、これらの学生が改正省令の規定に関わらず旧カリキュラムを履修できるよう、経過措置に関する上限規定を撤廃する改正を行う。

第2 制定の内容

- 改正省令の附則第2条中、経過措置の上限規定に係る文言を削除する。

第3 施行期日

- 施行期日：令和8年3月31日

以上

○文部科学省令第四号
厚生労働省令第四号

言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第四十一条の規定に基づき、言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令の一部分を次のように定める。
令和八年三月三十一日

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令
言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

言語聴覚士学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和六年文部科学省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後		
附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前
附 則	改 正	前

附 則	改 正	前